

指摘・確認事項

- (1) 小学校における外国語教育の実施に伴い、今後ますます外国人教員のニーズが増すことが想定される一方、義務教育段階での特別免許状の活用が進んでいない。特別免許状や特別非常勤講師の活用促進のため、外国人をはじめとした学校外の人材をあらかじめ登録する仕組み（データベース）を構築することを御検討いただきたい。
- (2) 特別免許状は有効期間が10年間と長期間であるため活用しにくいとの指摘があることから、有効期間3年の臨時免許状の活用や特別免許状の有効期間を短縮することについて御検討いただきたい。

(答)

(1) について

- 地方公共団体や民間団体等とも連携し、外国人を含む学校外の人材のデータベース化を促進するための取組を予算措置を講じるなどして実施する方向で検討してまいりたい。

(2) について

- 教員の短期間の任用については、免許状の有効期間と関係なく任命権者において有期の任用を行う（私立学校の場合は有期の雇用契約を締結する）かどうかという任用上の問題となる。例えば、有効期間10年の普通免許状の所有者を臨時的任用の教員として6か月（更新すれば1年間）の任用を行うことが広く実施されている。

※臨時的任用教員数：63,695人（H25年度）

- 一方、教員免許は行政処分的一种である「許可」であることを踏まえると、特別免許状の申請者の立場からみれば、特別免許状の有効期間の短縮はむしろ規制の強化となることが懸念される。
- 特別免許状の有効期間を短縮する措置だけをとってみれば、学校現場における教育の質を高めるという効果は期待できないと考える。
- 文部科学省としては、学校外の人材の協力を得ながら質の高い教育を展開することは

極めて重要であると考えており、外部人材の活用を促進する政策を進めてきているところである。現在、教育に熱意を有するが教員免許状を有していない学校外の人材に対して研修等を行い学校に派遣していく取組が民間企業・団体において進められていることから、このような取組と連携・協力することで、より一層、学校現場における教育効果を高めることが可能と考えている。こうした民間企業・団体と都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校との連携により学校外の人材が教員として活躍できるための必要な育成を行いつつ特別免許状を取得し教員として活躍できるためのプログラムの開発を、特区ではなくモデル事業等で実施し、全国にこのようなモデルを、上記のデータベースとともに普及していくことを来年度から取り組む方向で検討に入っている。